

入札説明書（むつ交通圏）

令和3年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託に係る入札公告（令和3年12月15日付け）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、入札者は、次に掲げる書類（以下「契約書類」という。）に拘束されるものとする。

- ・入札説明書、設計図書（金抜設計書、仕様書）、契約書案

1 発注者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名 令和3年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務

(2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 業務概要

新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者等のうち、軽症者等の宿泊療養施設及び医療機関への移送（他の交通圏への移送及び他の交通圏からの移送もある。）

〔予定数量〕

普通車以上 のべ30台

（感染拡大期間を30日間と見込み、1日当たり1台とする。）

3 入札説明書等の公表

令和3年12月15日から令和4年1月5日までの間において、青森県健康福祉部保健衛生課ホームページからダウンロードできる。

URL:<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/index.html>

4 問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部保健衛生課

TEL 017-734-9284

FAX 017-734-8047

E-Mail hoken@pref.aomori.lg.jp

- 5 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目1番1号
青森県健康福祉部保健衛生課
TEL 017-734-9284
- 6 入札の日時及び場所
 - (1) 日時
令和4年1月7日(金) 13時30分
 - (2) 場所
青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎北棟2階A会議室
- 7 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であること。
 - (3) 普通第二種免許保持者を常時4名以上雇用していること。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症患者の自宅等から県が指定するむつ市内の宿泊療養施設及び医療機関に患者を移送できること。
- 9 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
 - (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、青森県健康福祉部保健衛生課長(以下「契約担当者等」という。)に提出しなければならない。また、申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - ①申請書は、様式1により作成すること。
 - ②入札参加資格の確認のために、下表「添付書類一覧」に掲げる書類を添付すること。

<添付書類一覧>

	区分	摘要
1	登記事項証明書	法務局の発行するもの ※申請書受付時前3か月以内に発行されたものに限る。
2	ア 県税に滞納がないことの証明書 イ 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書	ア 県税事務所の発行するもの ※県に納税義務がない場合は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書。 イ 税務署の発行するもの（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3（法人用）） ※いずれも申請受付時前3か月以内に発行されたものに限る。
3	貸借対照表及び損益計算書	直近2事業年度分
4	一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類	国土交通省の発行した許可証の写し等
5	普通第二種免許保持者を常時4名以上雇用していることに関する書類	ア 普通第二種免許保持者に関する一覧表（様式2） イ 運転免許証の写し
6	暴力団関係事業者等に該当しない者であることの誓約書	誓約書（様式3）
7	その他知事が必要と認める書類	申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合がある。

- (2) 申請書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 契約担当者等は提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 一旦受領した申請書等は返却しない。
- (5) 一旦受領した申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書等の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書等を令和3年12月24日（金）12時までに契約担当者等に提出しなければならない。（1）の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

- (7) 申請書等の提出場所

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部保健衛生課

TEL 017-734-9284

FAX 017-734-8047

なお、申請書等は持参又は郵送等（書留郵便又は信書便に限る。以下同じ。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (8) 申請書等の提出者には、別途、入札参加の可否を書面により通知する。当該通知により入札参加資格があると認められた者のみが入札書を提出することができる。

10 入札書記載金額等

(1) 入札価格等

本件は単価契約であるが、入札及び落札決定は総価によるものとする。

(2) 入札書等の記載要領

- ①入札金額は、入札者が設定する単価に金抜設計書に記載された予定数量を乗じた額の合計額とすること。
- ②落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望合計金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③入札書（様式6）には入札年月日、入札金額及び入札件名を、入札内訳書（様式7）には入札年月日、単価、予定数量、合計金額及び入札件名を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記載し、押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記載し、押印しなければならない。
- ④入札書等（入札書及び入札内訳書をいう。以下同じ。）に記載する金額、単価及び予定数量は、算用数字によるものとする。
- ⑤入札書に記載する金額と入札内訳書に記載する合計欄の金額とは合致していなければならない。

11 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

- ①入札書等を直接持参して提出する場合は、封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）及び「令和4年1月7日開札「令和3

年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託（むつ交通圏）」の入札書在中」と記載しなければならない。

②郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和4年1月7日開札「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託（むつ交通圏）」と記載し、中封筒の封皮には直接持参して提出する場合と同様に氏名（法人の場合は商号又は名称）及び「令和4年1月7日開札「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託（むつ交通圏）」の入札書在中」と記載し、青森県健康福祉部保健衛生課長あてに「親展」により入札書等の受領期限までに必着させなければならない。なお、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

③ ①の封筒又は②の中封筒には、入札書とともに入札金額に対応した入札内訳書を同封しなければならない。

④入札者は、その提出した入札書等の差し替え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 代理人が入札する場合には、入札書等に入札参加資格者の所在地又は住所、商号又は名称、代表者の氏名、代理人の氏名を記載、押印（外国人の署名を含む。）をするとともに、委任状（様式4）を入札書等の提出期限までに契約担当者等に提出しなければならない。なお、入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、この調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

1.2 開札の立会い等

(1) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、入札書を作成した入札参加者が開札に立ち会わない場合において、入札参加者が他の代理人を開札に立合わせるときは、当該代理人に対する委任状を開札前に提出するものとする。

(2) 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(3) 入札参加者は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(4) 入札参加者は、契約担当者等が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することはできない。

1.3 入札執行回数

原則として2回を限度とする。

1.4 入札保証金及び契約保証金

免除する。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 申請書等及び入札書等を提出し、8の入札に参加する者に必要な資格要件を全て満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 6 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札者となるべき入札者がいないときは、最初と同じ入札者又はその代理人によって、1回を限度として、最初と同様の方法により、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 1回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

1 7 入札の無効等

- (1) 入札が次のいずれかに該当すると認められるときは、その入札は無効とする。
 - ①入札の参加資格のない者がした入札
 - ②申請書に虚偽の事実を記載した者の入札
 - ③同一の入札について二以上の入札をした者の入札
 - ④公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - ⑤入札書等の金額、氏名、印影若しくは重要な文字等の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
 - ⑥入札書とともに提出が求められる入札内訳書が提出されなかった入札
 - ⑦指定された方法以外の方法で行われた入札
 - ⑧入札を執行する職員の職務が妨害されて行われた入札
 - ⑨契約担当者等及び職員の指示に従わずに行われた入札
 - ⑩その他入札条件に違反した入札

(2) 開札を行った場合において、入札書等を審査した結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、その入札は無効とする。

①入札金額及び入札内訳書金額が訂正してあるもの

②入札者又はその代理人の記名押印（外国人又は外国法人の場合であっては、入札者又はその代理人の署名をもってこれに代えることができる。）が欠けているもの

③誤字脱字等により意思表示が不明確なもの

④条件が付されているもの

⑤入札内訳書の項目が様式により指定するものと異なっているもの

⑥入札書に記載する金額と入札内訳書に記載する合計欄の金額とが合致していないもの

⑦同一入札参加者の入札書等が2通以上提出されているもの

⑧再度の入札の場合において、前回の最低額と同額又はこれを上回る金額で入札を行ったもの

⑨契約担当者等及び職員の指示に違反し、又は必要な条件を具備していないもの

(3) 開札後、契約締結までの間に、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者であることが判明したときは、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が連合し、又は不穏健な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

1 8 入札結果の通知

落札者を決定したときは、速やかに、全ての入札参加者に対し、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を通知する。この場合において、落札者とされなかった入札参加者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。

1 9 契約の締結

(1) 契約書の作成等

①落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

②落札者は、契約書の提出とともに、課税事業者届出書（様式9）又は免税事業者届出書（様式10）を提出しなければならない。

- ③入札内訳書に記載された単価をもって契約単価とする。(ただし、当該単価が著しく妥当性を欠く場合は契約担当者等との協議により決定するものとする。)
 - ④契約にあたって使用する契約書は契約担当者等の定める契約書によるものとし、落札者は契約担当者等から交付された契約書2通に記名押印又は署名の上、その1通には、印紙税法(昭和42年法律第23号)に定める額の収入印紙を貼付し、これに消印又は署名して契約担当者等に提出しなければならない。
 - ⑤契約担当者等は、提出された契約書2通に記名押印したときは、その1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ⑥契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、この契約は成立しないものとする。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が8に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書案
別紙のとおり

20 その他

- (1) 入札説明書によるもののほか、この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)、仕様書及び契約書案のとおりとする。
- (2) 契約書類に関して質問する場合は質問書(様式5)により電子メール又はFAXで提出するものとし、これに対する回答は青森県健康福祉部保健衛生課のホームページに公表する予定である。
(質問書の提出)
期限 令和3年12月24日(金) 12時まで
場所 青森県健康福祉部保健衛生課
- (3) 入札者は、入札書等の提出前に契約書類及びその他について十分調査するものとする。
- (4) 開札までは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、入札辞退届(様式8)を直接持参又は郵送等(開札日の前日までに到達したものに限り)により申し出るものとし、再度入札においても同様とする。